

## 非常変災時の対応について

東大阪市立日新高等学校

東大阪市に台風接近に伴う警報(暴風・大雨・洪水いずれか一つでも)が発令された時

1. 午前7時現在、警報が発令されている場合(登校中止)  
⇒ 登校させないでください。
2. 午前11時までに警報が解除された場合(午後は平常授業)  
⇒ 午後1時10分のホームルームに間に合うように登校させて下さい。午後1時20分より5限開始します。
3. 午前11時 現在 警報が発令中の場合(臨時休業日)  
⇒ 登校させないでください。

東大阪市に特別警報(暴風・大雨・地震等がいずれか一つでも、台風接近に関わらず)が発令された時 ※以下、台風接近に伴う警報が発令された時と同様の対応になります。

1. 午前7時現在、特別警報が発令されている場合 (登校中止)  
⇒ 登校させないでください。
2. 午前11時までに特別警報が解除された場合 (午後は平常授業)  
⇒ 午後1時10分のホームルームに間に合うように登校させて下さい。午後1時20分より5限開始します。
3. 午前11時 現在 特別警報が発令中の場合 (臨時休業日)  
⇒ 登校させないでください。

### ※東大阪市の居住者で、警報発令状況が東大阪市と異なる場合

- 東大阪市に警報が発令されていなくても、居住地の自治体に警報が発令されている場合は、自宅待機させてください。
- 警報解除後は、速やかに登校させてください。ただし、その日の最終授業に間に合わない時刻に解除された場合は、登校する必要はありませんが、必ず学校には連絡してください。

## 東大阪市に震度5弱以上の地震が発生した場合

1. 登校前に発生した場合（その日は臨時休業となります）  
⇒ 登校させないでください。
2. 在校中に発生した場合（安全確保を優先して対応に当たります）  
⇒ 被災の状況、二次災害等を考慮して下校か、学校待機かを判断します。

## 東大阪市に震度4以下の地震が発生した場合

1. 原則として臨時休業にはなりません、被災状況等により臨時休業になる場合もあります

## 「東大阪市日下町7丁目」に避難指示が発令された場合

1. 午前7時現在、避難指示が発令されている場合（登校中止）  
⇒ 登校させないでください。
2. 午前7時以降に避難指示が発令された場合（登校中止）  
⇒ 登校させないでください。生徒が登校中、またはすでに登校している場合は、学校で一時保護する場合があります。
3. 午前11時までに避難指示が解除された場合（午後は平常授業）  
⇒ 午後1時10分のホームルームに間に合うように登校して下さい。午後1時20分より5限開始します。
4. 午前11時現在、避難指示が発令中の場合（臨時休業日）  
⇒ 登校させないでください。

## ※居住地・通学経路に避難指示が出た場合

生徒の安全を最優先させてください。状況により欠席・遅刻等する場合は必ず学校に連絡してください。